

介護医療院における重度認知症疾患療養体制加算に係る届出書

1 事業所名		
2 異動区分	1 新規	2 変更
3 届出項目	1 重度認知症疾患療養体制加算 ()	2 重度認知症疾患療養体制加算 ()

4 重度認知症疾患療養体制加算 ()に係る届出			
体制	看護職員の数、常勤換算方法で、4：1以上であること(注1)		有・無 . . .
	専任の精神保健福祉士の数(注2)	人 1人以上	
	専任の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数	人 1人以上	
入所者の状況	当該介護医療院における入所者等の数	人	有・無
	のうち、認知症の者の数(注3)	人	
	に占めるの割合	% 100%	
	前3月における認知症の者の延入所者数(注3)	人	
	前3月における認知症高齢者の日常生活自立度のランクb以上に該当する者の延入所者数	人	
	に占めるの割合	% 50%以上	
連携状況	連携する精神科病院の名称		有・無 . .
身体拘束廃止未実施減算	前々々月末	前々月末	有・無 . .
	前々月末	前月末	
	前3月間における身体拘束廃止未実施減算の算定実績		
			全て「無」の場合、右の「有」を「」にしてください。

5 重度認知症疾患療養体制加算 ()に係る届出			
体制	看護職員の数、常勤換算方法で、4：1以上であること		有・無 . . .
	専従の精神保健福祉士の数(注2)	人 1人以上	
	専従の作業療法士の総数	人 1人以上	
床面積60m ² 以上の生活機能回復訓練室の有無(注4)			有・無 .
入所者の状況	当該介護医療院における入所者等の総数	人	有・無
	のうち、認知症の者の数(注3)	人	
	に占めるの割合	% 100%	
	前3月における認知症の者の延入所者数(注3)	人	
	前3月における認知症高齢者の日常生活自立度のランク以上に該当する者の延入所者数	人	
	に占めるの割合	% 50%以上	
連携状況	連携する精神科病院の名称		有・無 . .
身体拘束廃止未実施減算	前々々月末	前々月末	有・無 . .
	前々月末	前月末	
	前3月間における身体拘束廃止未実施減算の算定実績		
			全て「無」の場合、右の「有」を「」にしてください。

注1：看護職員の数については、当該介護医療院における入所者等の数を4をもって除した数(その数が1に満たないときは、1とし、その数に1に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。)から当該介護医療院における入所者等の数を6をもって除した数(その数が1に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。)を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。

注2：精神保健福祉士とは、精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)第二条に規定する精神保健福祉士又はこれに準ずる者をいう。

注3：認知症と確定診断されていること。ただし、入所者については、入所後3か月間に限り、認知症の確定診断を行うまでの間はMMS E (Mini Mental State Examination)において23点以下の者又はHDS R(改訂長谷川式簡易知能評価スケール)において20点以下の者を含むものとする。短期入所療養介護の利用者については、認知症と確定診断を受けた者に限る。

注4：生活機能回復訓練室については、機能訓練室、談話室、食堂及びレクリエーション・ルーム等と区画せず、1つのオープンスペースとすることは差し支えない。また、入所者に対する介護医療院サービスの提供に支障を来さない場合は、他の施設と兼用して差し支えない。